

# 中山間地域の振興に関する特別委員会

日時：令和4年8月30日（火）

午前10時から

場所：第1委員会室

1 先進地の視察について

2 その他

## 中山間地域の定義及び法的位置づけについて

### 1. 中山間地域の定義

#### 4つの農業地域類型の分類基準 (分類農林水産省)

- ・ 都市的地域
- ・ 平地農業地域
- ・ 中間農業地域
- ・ 山間農業地域

狭義の中山間地域

(参考資料)

農業地域類型について (農林水産省 HP) [資料](#)

農業地域類型一覧表 H29 改定 [資料](#)

(島田市抽出データ (配布資料1))

2020年農林業センサス 39.地域調査\_法制上の地域指定 [資料](#)

(静岡県 Excel [資料](#)) (島田市抽出データ (配布資料2))

### 2. 地域振興立法と島田市の関係性

地域振興8法

地域振興5法

特定農山村法※1

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律)

山村振興法※1

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法※1

半島振興法

離島振興法

沖縄振興特別措置法

奄美群島振興開発特別措置法

小笠原諸島振興開発特別措置法

※1 島田市に関する地域振興立法

特定農山村法…島田市の一部 (伊久美村、笹間村、日坂村、下川根村) が指定 [資料](#)

山村振興法…昭和41年 伊久美身村、笹間村が振興山村地域に指定 [資料](#)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法…旧川根町指定 [資料](#)

現在の計画期間は令和3年4月1日～令和9年3月31日

### 3.地域振興立法を根拠とする法律、施策、計画

#### (1) 「地域振興 8 法」及び「棚田地域振興法」

国) 農業の有する多面的機能の発揮に関する法律 **資料**

【日本型直接支払多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金】

県) 中山間地等直接支払制度の実施状況 令和 3 年度詳細版 (令和 4 年 7 月作成) **資料**

中山間地等直接支払制度の実施状況 令和 3 年度概要版 (令和 4 年 7 月作成) **資料**

市) 中山間地域等直接支払交付金制度 **資料**

対象地域：振興山村地域、特定農山村地域、過疎地域、特認地域 (五和の一部地域)

資料環境保全型農業直接支払交付金、多面的機能支払交付金

質問 五和地域の一部が県知事により特認地域として認定された経緯を伺う。

※ 2020 農林業センサスにおける特認地域についての定義等は確認する必要あり。

A.特認地域とは中山間地域等直接支払制度により、知事が指定する地域である。島田市において、中山間地域等直接支払制度を申請し利用しているのは、五和の一部の地域のみであるため、大津、大長が特認地域ではないように見えるが、それは制度を利用しておらず、実績がないためである。特認地域としては、認定をされている。

#### (2) 山村振興法

国) 同法

県) 静岡県山村振興基本方針 (平成 27 年 8 月作成) **資料**

市) 計画はある。

質問 市の計画の詳細を伺う。

#### (3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

国) 同法

県) 静岡県過疎地域持続的発展方針 (令和 3 年度から令和 12 年度) **資料**

静岡県過疎地域持続的発展計画 (令和 3 年度から令和 8 年度) **資料**

市) 島田市過疎地域持続的発展計画 (自 令和 3 年度 至 令和 8 年度) **資料**

質問 令和 8 年以降、対象地域から外れた場合、事業の継続性及び財源等の課題はあるか。

#### (4) その他 1 (根拠法：山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、特定農山村法<県 HP より>)

国) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 **資料**

県) 山村振興等農林漁業特別対策事業 **資料**

市) 笹間地区活性化計画 (県 HP) **資料**

川根本町・島田市川根町身成・藤枝市朝比奈地区活性化計画《H22.7 変更》(県 HP) **資料**

質問 平成 22 年以降島田市の活性化計画は出されているか。

#### 4. 地域振興立法を根拠としない法律、施策、計画

##### (1) その他 2

国) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律  
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則

県) 地域づくりへの支援制度 (令和 3 年度版 p 172) 資料

市) 辺地総合整備計画 令和 2 年 3 月策定 (令和 2 年度から令和 6 年度) 資料

質問 辺地の対象となる地域および地域ごとの辺地度点数は算出されているか。

##### (2) その他 3

国) 食料・農業・農林基本法 (第 35 条 中山間地域等の振興) 資料

→国) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成 26 年法律第 78 号) 資料

県) 未掲載

市) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画<促進計画> (平成 27 年 9 月 9 日) 資料

質問 平成 27 年~31 年の計画以降、島田市の計画は策定されているか。

##### (3) 総合計画の位置づけ (分野 5、柱 3、小柱 3) (配付資料 3)

中山間地域での豊かな暮らしを応援します

#### 5. 法的根拠が不明確な事業

市) 中山間地域活性化支援事業・・・ウエルシア島田川根店の移動販売 資料

質問 事業の内容と市としての事業費はいくらか。また移動販売車の巡回先はどのように設定したか。